

6川上経営第52号
令和6年5月10日

川崎市上下水道事業経営審議委員会
委員長 長岡 裕 様

川崎市上下水道事業管理者 大澤 太郎

諮 問 書

川崎市上下水道事業経営審議委員会要綱第2条の規定により、水道事業及び下水道事業の料金制度等のあり方について、諮問します。

【諮問の趣旨】

本市の水道料金・下水道使用料制度の大枠は、高度経済成長期の昭和40年代から変わっておらず、水需要の増大を背景とした施設拡張などの事業環境を前提としており、大口使用者の負担を増やし、小口使用者の負担を軽減することなどにより、低廉な料金となるよう制度を維持してきました。

しかしながら、産業構造の変化等に伴う、大口需要の減少や、節水機器の普及、節水意識の高まりなどにより、水需要は減少傾向の継続が見込まれます。

また、事業が、拡張から維持管理、更新の時代へと変化して久しく、老朽化した施設の維持管理や更新、災害対策、脱炭素社会の実現など、多くの課題に取り組んでいく必要がある一方で、昨今の電力料金や労務単価の上昇などの影響により水道事業・下水道事業の経営環境は厳しさを増しています。

こうした状況においても、将来にわたって安定した事業運営を実施していくことが求められていることから、水道事業及び下水道事業の料金制度等のあり方について、審議をお願いし、意見を求めるものです。

以上